d　項番２「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e　項番３「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百七十三条第二項第三号若しくは第三百二条の十第三項第三号又は持株自己資本比率告示第二百五十一条第二項第三号若しくは第二百八十条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百七十八条第一項若しくは第三百二条の十二第一項又は持株自己資本比率告示第二百五十六条第一項若しくは第二百八十条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を２回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。

f　項番４「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番５「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

h　項番６「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

i　項番７「その他」の項には、項番２から項番６までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番６と項番７との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

j　イ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定により算出される額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

k　ロ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第二号の規定により算出される額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

l　ハ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

m　ニ欄には、自己資本比率告示第三百二条の十一の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

n　ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番１ａ「前四半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。

o　項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

p　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

q　この面に記載する比率（項番１ｂ及び項番８ｂ）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

r　開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

s　この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	（単体における事業年度の開示事項）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
２　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。	２　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。
３　［略］	３　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	八　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第百七条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。次条第三項第九号、第六条第三項第八号及び第七条第三項第九号において同じ。）
九　金利リスクに関する次に掲げる事項	九　金利リスク（特定取引に係るものを除く。次項第八号、次条第三項第十号及び第四項第九号、第六条第四項第九号並びに第七条第三項第十号及び第四項第十号において同じ。）に関する次に掲げる事項
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］